

平成28年9月第3回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成28年9月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士  
2番 小澤孝延  
3番 角麻子  
4番 鈴木広美  
5番 服部雅恵  
6番 小菅耕二  
7番 小山栄治  
8番 木村利晴  
9番 桜田秀雄  
10番 林修三  
11番 山口孝弘  
12番 小高良則  
14番 川上雄次  
15番 林政男  
16番 新宅雅子  
17番 京増藤江  
18番 丸山わき子  
19番 石井孝昭  
20番 加藤弘

1. 欠席議員は次のとおり

13番 湯浅祐徳

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	武井義行
市民部	長	山本雅章
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	河野政弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	廣 森 孝 江
-------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
-----------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 義 之
-------------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主 査 須賀澤 勲  
主 査 補 嘉瀬 順子  
主 任 主 事 醍醐 文一

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成28年9月9日（金）午前10時開議

- 日程第1 議案第3号から議案第19号  
質疑、委員会付託  
決算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第2 休会の件

**○議長（加藤 弘君）**

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

本日の欠席の届け出が湯浅祐徳議員よりありました。

以上で報告を終わります。

次に、武井総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

**○総務部長（武井義行君）**

一昨日の一般質問におきます小山栄治議員への答弁におきまして、宝くじ売り場の跡地利用について、企画政策課を中心に関係各課により検討してまいりますとお答えいたしましたけれども、現在、このスペースにつきましては八街商工会議所が行政財産使用許可を受けておりまして、八街駅南口商店街振興組合が使用者となっております。今後の利用につきましては、八街商工会議所と八街駅南口商店街振興組合との協議により決定いただくこととなりますが、市といたしましても早期に有効な活用方法を決定いただけるよう、お願いしてまいりたいと考えております。

以上、訂正させていただきます。

**○議長（加藤 弘君）**

日程第1、議案第3号から議案第19号を一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑の通告がありますので、質疑を許します。なお、会議規則第55条により、発言は全て簡明にし、議題以外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑にあたっては自己の意見を述べることはできません。また、会議規則第56条、第57条、及び議会運営に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、同一議題につき一問一答2回まででお願いします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

**○京増藤江君**

おはようございます。それでは、順次質問させていただきます。

まず初めに、議案第7号、八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、付議案11ページでございます。

まず、団員についてなんですけれども、基本団員確保の今後の見通しはどうか、お伺いします。

**○総務部長（武井義行君）**

基本団員の確保ということで、市もいろいろと取り組みを行っております。今年度から団員の任用も変更いたしまして、これまで在任、在勤者であったのを近接する居住者、また団員確保の観点から各分団の定数というものを廃止しまして、柔軟な任用ができるようにしま

した。そのほかにも、ホームページですとか広報紙を使いまして消防団の活動状況を紹介したり、また市のイベントであります産業祭、それから成人式におきましても消防団員募集のチラシを配布しています。それから、区長会議等におきましては消防団長が出席いたしまして、消防団の現状を説明、それから団員確保について協力依頼をしております。あと、出前講座等で消防団の任務、活動、それから重要性を説明して、市民の方に理解を求めているところがございますけれども、年々、現状といたしましては減少している状況でございます。なかなか厳しい状況にあらうかと考えますけれども、これらの取り組みを今後も引き続き継続して、団員確保に努めてまいりたいと考えております。

#### ○京増藤江君

今のご答弁では、さまざまに努力しているところなんですけれども、なかなか基本団員の確保が難しいという内容だったと思うんですけれども。本当にさまざまな原因の中で、やはり基本団員が確保できないということで、若い方たちの仕事の状況、安心して働いているのかどうか、またきちんとした労働条件の中で働いているのか、そういう問題も、社会的な問題もあるとは思いますが、本当に大切な役割の団員がなかなか見つからないという点では、これからどうするのかということで、先日の話の中でも女性の登用も考えているんだというようなことがありました。

次に、機能別団員確保の見通しについて、お伺いしますけれども、何を目標にしているのか、具体的な計画また見通しについて、お伺いします。

#### ○総務部長（武井義行君）

機能別消防団員につきましては、先般の一般質問の中でも若干触れさせていただいているんですけれども、現状、団員のサラリーマン化が進んでいるということで、日中の団員が大変手薄になってきている状況でございます。そういったことから消防自動車の運転業務、こういったことに支障を来してしまうということで、今回は機能別消防団員という制度を取り入れているわけですが、その中の1つ、女性消防団員、これも機能別消防団員の1つと位置付けられております。

女性消防団員の場合は、防火予防広報、救命救急講習、諸行事におけます消防団のPR活動、また災害時には救護活動、こういったことを行っていただきまして、基本団員の消防活動を補完する役割を担っていただこうと考えております。女性消防団員につきましては、今年10月1日から施行の予定をしております、具体的な募集方法につきましては今、消防団本部と協議しているところがございます。団員の確保はまだまだちょっとこれから実際に運用していくということがありまして、どの程度の方にご応募いただけるか、不透明なところもございますけれども、現時点では概ね10名程度の方に応募していただければと考えております。

#### ○京増藤江君

昼間の活動を主にとということで、そして基本団員の補完をしていくということのようなんですけれども。

消防団全体についてなんですけれども、やはり基本団員もなかなか難しい、機能別団員を10人程度ということで考えておられるようなんですけれど、10人が確保されたとして、一応、八街市の消防団としては役割を果たすことができるような、そういう計画なんですか。

#### ○総務部長（武井義行君）

先ほど申しあげましたように、さまざまな広報活動ですとか、実際に災害があった場合には救護活動ということでお願いすることになりますので、大変有効というか、いろんなことにご協力いただけるというふうに考えております。

#### ○京増藤江君

機能別団員の方はあくまでも補完ということなわけですから、基本団員の確保がやはりされないと、八街市の消防団の役割というのはきちんと果たせないのかなというような、そういう印象がありますので、今後本当にどうしたらいいのかということは、さらに考えていかなければいけないと思います。

次に、第11条第1号中の文言改正についてでございます。

文言改正の理由と改正による変化についてなんですけれども、この中身は身を挺してという文言を全力を挙げてに改正しようとしているわけなんですけれども、身を挺してといったら、本当に大変な中身だなと思います。全力を挙げてということも、中身としては変わらないのかもしれないですけども、文言の改正によって、例えば訓練のときとか出動するときなどに何らかの変化を与えていくのか、そういう中身についてはどうなのかということをお伺いします。

#### ○総務部長（武井義行君）

身を挺してという表現、恐らくこれは多分、上位の法が当初はそういった表現を使っていたことに倣って、そのまま市の方の条例に残ってしまっているということだと思います。ただ、今は消防庁におきましては、東日本大震災、これらを踏まえまして、大規模災害のときの消防活動、これにつきましては住民の安全を守るという消防団の任務と消防団の安全確保、この2つの命題を達成するべく、そのことについて議論がされております。大規模災害には消防団員を含めた全ての人が、自分の、まず命、それから家族の命を守る。まず、その避難行動を最優先にしなければならない。それによりまして消防団員が自らの命を守ることが、その後の消防団活動において多くの命を救う基本であることとされております。

そのようなことを踏まえまして、まずは自分の安全を確保していただくということを踏まえまして、今回、表現の方を改正させていただいたということでございます。

#### ○京増藤江君

全国の今までの過去の事例からも、やはり消防団員の方が身を挺して、命を懸けて救助にあたってこられたというところでは、本当に消防団員の方々の命が守られなければならないと、その前提がなければ、やはり今後も消防団に入る方々も躊躇されていくだろうという点では、私は、今、部長が説明されたように、まず自分の命を守っていく、家族の命を守って

いく、その上での住民の皆さんの助けなんだという、本当に私はそのことはきちんと消防団員の方にしっかりと伝えていただきたいと思います。

その際なんですけれども、今後は本当に、特に大規模災害が起きるだろうと言われておりますから、部長も言われたように、これからそういう方向で消防団員の方に徹底していただきたい。大規模災害が起きる可能性があるわけですから、訓練なども今までとは違ったような訓練があるのかどうか、ちょっとよくわかりませんが、そういうときにも訓練を、本当に皆さんがいい成績をおさめたりされて、日頃の厳しい訓練の賜物だと思っておりますけれども、そういう訓練の際にもやはり事故などが起きないようにということでは、あわせて皆さんに徹底していただきたいと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

**○総務部長（武井義行君）**

今回の文言の変更に伴いまして、それに特化した訓練というのは特に行いませんけれども、今後の分団長会議等におきましては、当然、まずご自身の身を守るということをしかりと伝えてまいりたいと思います。

**○京増藤江君**

文言、言葉というのは、本当に変えていくという点では、部長の先ほどの答弁にありましたように、やはり自分の命をまず守っていくんだという、そういうところが強調できるというふうに、団員の皆さんへの命の守り方というか、そういうこともきちんと提案できる、今回の文言の改正だったと思います。本当にこれはよろしく願いいたします。

次に、付議案14ページ、議案第8号なんですけれども、防災無線のデジタル化整備工事の請負契約の締結について、伺います。

整備工事についてなんです、まずデジタル方式に更新後、どのような利便性があったのか、伺います。

**○総務部長（武井義行君）**

防災行政無線のデジタル化につきましては、総務省の方が防災行政無線のシステムの高度化、それと電波の有効活用を図るということで、移行期間は特に定められておりませんが、設備の耐用年数を考慮した上でデジタル方式に移行するというようなこととなっております。

今回のデジタル化によりますメリットと申しますか、まず防災情報の伝達手段として、今お話に出ております防災行政無線、メール配信、それからエリアメール等がありますけれども、これまで操作を個別に一つ一つ行っていたのですけれども、デジタル化することによりまして、1回の操作で全て流せるようになります。そういうことで時間の短縮、それから配信時刻のずれとかがなくなりますし、配信漏れということもなくなります。また、当然、職員の負担も軽減されることとなります。

また、親局の操作によりまして、各子局のスピーカーの音の音量も調節できるようになります。これまでいろいろ、音が反響して聞きにくいとかということもありましたけれども、この調節によりまして、そういうことも若干解消されるのではないかとこのように考えてお

ります。

また、デジタル化によりまして子局の方から、現場から親局というか、そちらに通信、連絡をとれるということで、現場の情報がそこから市役所の方に伝えることができるということでございます。

**○京増藤江君**

いろいろと利便性はあるんだと。そういう中で職員の負担も減っていくんだということがありましたけれども、職員の負担はどのぐらい減ったのかということをお伺いしたいということと。

あと結局、残りの30局を今回は更新する。それについて契約金額1億8千960万円、そして消費税が約1千404万円という多額のお金を使っていくという点で、八街市が進めていくということじゃなくて総務省がというふうに進めてきたわけですがけれども、本当に国の方向によって、八街市もいずれはしなきゃいけないかもしれないですけども、財政困難な中で今やらなきゃいけないというようなことになっているところが、私は問題だと思うんです。

どのような利便性があるって、本当に今は八街市が苦しい財政の中でやらなきゃならなかった状況なのかなと。さまざまな面で国の要請の中で、八街市もいろいろ影響を受けていくのですけれども、例えば今まで平成24年以降17局はデジタル化済みなんですけれども、この間に職員の負担はどのぐらい減ったのですか。

**○総務部長（武井義行君）**

すみません。申し訳ありません。これにつきましては実際に具体的にどの程度の軽減が図られたかというのは、なかなか集計とか、そういうのはとってございません。

**○京増藤江君**

一般的に職員の負担も減りますというふうな、先ほど答弁があったのですけれども、国がいろいろと自治体に言ってくるときに、本当に今しなきゃならないのかとか、そういうことも私はやっぱり、市長会などでも意見を言っていく必要があるのかなと思うんですけれども。

市長にお伺いしますけれども、例えばそういうときに何らかの意見は述べられたのでしょうか。

**○議長（加藤 弘君）**

京増議員、1つの議題で2問までですよ。

**○京増藤江君**

わかりました。

では次に、費用に関しては、これからデジタル化されてからもまた費用はかかりますけれども、完全デジタル化による運用、またメンテナンスの費用は、今までのアナログに比べてどういうことが考えられるのか、伺います。

**○総務部長（武井義行君）**

まず、今回のデジタル化は、八街市の防災行政無線は平成5年に運用しているということ

で、既に20年が経過しておりまして、時期的にも、もう交換の時期が来ていたということもございます。また、今回は総務省の方がいろいろ進めておりますけれども、この事業につきましては起債100パーセントが充当されまして、交付税70パーセント措置もあるということもございます。その中で、今回のデジタル化によりまして、経費といいますか、防災行政無線は毎年、保守点検を委託しているわけですが、今回のデジタル化によりまして、1局あたり約1万3千円程度、割高になります。それで計算いたしますと、今年度を昨年度と比較しますと約40万円の増加、トータルで270万円程度になると見込んでおります。

○京増藤江君

今回の30局、それから今までの17局、全体で増えるのがそのぐらいの額ですか。

○総務部長（武井義行君）

そうですね。47局全体の保守点検費用として、概ね270万円程度ということでございます。

○京増藤江君

1年間に270万円、今までよりもメンテナンス、それから運用費用を合わせてですよ。

○議長（加藤 弘君）

答弁を2回していますので、きちんと答弁を把握しておいてください。

○京増藤江君

だって、はっきりわからなかったよ。

○総務部長（武井義行君）

運用費用として、保守点検がかかるわけですが、そのトータルで270万円ということでございます。

○京増藤江君

運用メンテナンス費用で本当にそのぐらいかかるということで、今までとどうなのかということをお聞きしたかったのですが、2回ということ、終わりのようですが。

次に、議案第9号についてです。

平成28年度八街市一般会計補正予算、歳出についてなんですが、予算書の15ページです。

2款1項6目の財産管理費、庁舎耐震整備事業費についてですが、今回、改修工事で約379万円。一般質問でも、この件に関しては質問がありまして、平成28年度、平成29年度に移転後解体という、そういう答弁だったと思いますけれども、大体、解体もいろいろな問題があるということで、平成29年度まではかかるでしょうけれども、その後、解体した後のことについては、今まで提案がなかったと思うんですが、解体後の計画について、改築や整備計画はどうなっているのか、建築や整備計画はどうなっているのか、お伺いします。

○総務部長（武井義行君）

若干これまでも触れさせていただいたのですが、まず第2庁舎が耐震不足で大変危

険な状態にあるということで、そこにある課をまず速やかに移転したいということです。ただ、移転先の準備等もございますので、平成29年度いっぱいには何とか完了したいというふうにお答えさせていただいております。その後の跡地につきましては、移転が完了した後に、これも早い時期に解体まではしたい。ただ、いろいろ重要なケーブルが通っていたりしますので、単純にすぐ解体というわけにはいきませんで、専門業者に、どのような方法で解体したらいいかというのをお願いしなければいけないと思います。ですから、その後、跡地利用に関する検討会を立ち上げて、その辺は具体的に今後、協議していきますけれども、計画がまだはっきりしておりませんので、今後の改築とか増築に係る経費ですとか、その辺につきましてはまだ把握できていない状況でございます。

#### ○京増藤江君

解体は大変難しいということになるわけですが、やはり解体した後、どんな庁舎にしていくのか、きちんとそういう計画が必要だと思うんです。市民の方々もやはり自分たちが使いやすい庁舎にしてほしい、きちんと丈夫な建物にして、何かがあったときにはそこにとどまることができる、そういう計画を示さなきゃいけないと思うんですが、そこまで、そういう計画はどうするんだというのを示す必要があると思うんですが、平成28年度が今年度ですから、早く計画を立てておかないと、にっちもさっちもいかないと思うんですが。

その点について、お伺いします。

#### ○総務部長（武井義行君）

当然、庁舎。現段階は仮に移転していただくということになりますので、最終的には移転した方たちも、事務室が手狭だとか、当然、市民の方に不便をおかけするという点も、仮です。ありますので、庁舎を今後は建築の方向で検討していかなきゃいけないと思います。その際には、当然、庁舎ですので防災拠点としての機能を備えていなければいけないですとか、災害対策本部の設置を可能にするとか、市民の方が利用しやすいような形、そういったことも含めまして、将来を見据えた形の計画を作っていかなければいけないと思っております。

ですから、協議しなければならない段階になりましたら、早い段階で方向性だけでも出さなければいけないと思いますので、その辺は早期に検討できるようにしてまいりたいと。

#### ○京増藤江君

本当に住民の皆さんの拠点、そして行政の拠点という点でも、しっかりと早目に対応していただきたいと思います。

次に、2款1項10目諸費、防犯対策費について、お伺いします。同じ15ページです。

防犯ボックス設置工事についてなんですけど、この概要と設置場所について、伺います。

#### ○総務部長（武井義行君）

防犯ボックス事業につきましては、八街市では軽犯罪というか、特に多かったのが自転車盗とか、そういう犯罪が多かったわけなんですけれども、そういう発生率が高かったのは、八街駅南口の駐輪場近辺で大変高かったということもございまして、その辺をセーフティー

ゾーンという位置付けをいたしまして、効率的な防犯活動を行うとともに、また地域住民の方と合同によるパトロールとか見守り活動、これを通じまして、より多くの住民の方の防犯意識の高揚を図る、それから地域、警察、市、これが連携した新たな防犯体制を構築して、地域全体の防犯力の向上を図ろうとするものでございまして、防犯ボックス事業につきましては平成25年度から事業としては動いております。当初、県事業としてスタートしたわけなんですけれども、今年度から各市町村の事業ということで、今回は3事業が採択されました、3自治体ですね、八街市と市原市と酒々井町の方で事業認可を受けまして、今年度、補正予算の方にも計上させていただいているところでございます。

#### ○京増藤江君

八街市では犯罪が大変多いということで、住民の皆さん方も犯罪が少ないまちにしたいと、そういう思いで、幾つかの自治体ではパトロール隊を組んでパトロールしておられる。そして、本当に皆さんと、私も時々、出会いますと、いろんなお話をされたりして、本当に自分のまちを守っていこうという、そういう感じが見受けられます。

今回の防犯ボックス、南口という点では、やはりいいかなと思います。新しい自転車を壊されたとか、とられたとか、本当に苦情がいっぱいありまして、住民の方と見守ったり、パトロールしていくということで、大変な力になるのではないかと思います。

船橋市と市川市では既に防犯ボックスができていうふうにお聞きしているのですが、地域防犯力がどう向上したのか、また見守りの中で子どもたちへの対応はどうだったのか、どのようにされているのか、お伺いします。

#### ○総務部長（武井義行君）

これまで、先ほど申し上げましたように県事業という形で4カ所ほど、防犯ボックスが設置されております。今お話にもありました市川市ですとか千葉市、それから柏市と船橋市に設置されております。

防犯ボックス事業の事業説明会があつたのですけれども、この中で、やはり地域住民への挨拶を積極的に行うというのがございます。これは、子どもたちへの見守り活動にも通じることなんですけれども、その成果として、逆に子どもたちから朝、おはようございますとか、そういった声を逆にかけてもらえるようになったとか、そういったことも聞いております。

#### ○京増藤江君

一般的にパトロールというか、防犯のためのパトロールという点では、私は普通に、今まで住民の方がやっておられたような、そういう感じで協力できると思うんです。

あと、子どもたちへの対応なんですけれども、以前はPTAや警察の方も加わっていたというふうに私は聞きましたけれども、そのときに、例えば公園とかに子どもたちが夜に集まっていたら、そこにいつまでもいてはいけないから帰りなさいということで、そういうふうに注意していた。

夜に注意していたんですよと、パトロールに参加された方が言われておりました。その方が心配されたのは、子どもたちがそこに集まっていれば、そこで何があつたときには、すぐ、

あそこに子どもたちがいたからと、すぐに行ける。でも、家に帰りなさいとか、どこかへ行きなさいと言って、どこかへばらばらにしたら、何かあったときに子どもがどこにいるか、わからない。それが心配なんですという訴えがありました。

ですから今回、せっかく子どもたちも含めて安全を確保していくという点では、私は子どもたち、本当に恐らく夜遅くまで親御さんも働いていて、子どもの居場所がないという点で、子どもたちは夜もあちこちにいるんだと思うんですけれども、やはり八街市の状況の中で、子どもたちへの対応をどうするかということは考えていっていただきたいと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（加藤 弘君）

答弁は2回が終わっています。

○京増藤江君

2回、答えましたか。

○議長（加藤 弘君）

ご自分でもう少し答弁を、質問しながら、チェックしながらやってください。お願いいたします。

○京増藤江君

次に、備品購入費についてなんですけれども、備品購入費の中では防犯カメラの設置を考えているのか。100万円ですから、そんなにいろいろ買えないとは思いますが、八街市にはあちこちに防犯カメラが設置されているのですけれども、こういう市民監視の方向ではなくて、せっかく防犯ボックスができるわけですから、よりみんなでいかに防犯を高めていくか、防犯力を高めていくかという点で、防犯カメラ設置の方向じゃなくて、何らかのそういう、もっと違う方向に使っていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

まず現在、備品として考えておりますのがエアコンですとか、机ですとか、椅子ですとか、自転車、こういったものでございます。防犯カメラにつきましては、今後検討も必要かと思いますが、現時点ではまだ入っておりません。

やはり先ほどからご質問がありましたように、防犯ボックスでカバーできる区域というのは限られてまいります。基本的には半径1.5キロメートルという話もございますので、先ほどお話がありましたように、子どもたちが外へ出た場合に、当然、防犯ボックス関係の方たちだけでは何もできないということで、やはり市全体、市民の方にもいろいろと協力体制をいただいた中で、そういった体制を築いていかなければならないというふうに考えております。

○京増藤江君

この際、ぜひ住民の皆さんのつながりが深まるような、防犯カメラで犯罪が起きた後に役立つような、そういうことだけじゃなくて、犯罪が起きないような、そういう街づくりのために、ぜひ防犯ボックス、また備品についてもしっかりと考えていただきますよう要望しま

して、質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤 弘君）

以上で京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告の順に質問させていただきます。

まず、議案第4号でございます。これは家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

まず、特例規定についてなんですが、なぜ特例による緩和が必要なのか、1点お伺いいたします。

○市民部長（山本雅章君）

特例規定、内容的には保育士配置基準の緩和ということでございます。この背景には待機児童の解消がなかなか進まない状況があるということに加えて、保育における労働力不足、つまりは保育士不足、こういったことに対応するということで、国の基準が改正されたものでございます。

○丸山わき子君

今回の特例規定の内容は、保育士の数の算定にあたって、幼稚園の教諭、あるいは小学校教諭、あるいは養護教諭の普通免許証があればいいんだということなんです。本当に保育を学んできた方々ではない。子どもを扱うことのできる免許があればいいんだと。子どもたちの命を預かる施設でこうした対応でいいのか、大変私は疑問を持つところであります。

今年に入って都内で1歳2カ月の男の子が、また7月14日には君津の同じような認可外保育施設、ここで生後11カ月の男の子が死亡しているわけです。共通する問題として、保育士の配置基準が緩やかだったと。こういうことが指摘されているわけです。内閣府の統計でも、保育中の子どもの死亡事故の7割は認可外の保育所で起きている。特例による緩和では、安心して預けられる施設にはならないというふうに思うわけです。

こういう施設を市が許可していいのかということ。国は緩和してもいいですよということなんですが、果たして八街市でこういった施設づくりを進めていいのかどうか、大変疑問になるところであります。

市の条例の8条において、利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のあるものであって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。ここで、先ほど言った幼稚園教諭や小学校教諭、養護教諭ではないよということを言っているわけですね。

また、9条では、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないとしていること。

また、1人に限り保育士とみなすことから、矛盾する内容となっているというふうに思うわけですね。本当に枠拡大は必要なのか。そういう点で疑問を持つところであります。

その辺の矛盾、どのように解消されるのでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

今回の改正で、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士としてみなすというものですけれども、これは議員がおっしゃるとおり、保育を専門とされる方ではございません。そこで市としまして、こういった方をみなし保育士として活用する際には、市でも予算を持っておりまして、保育についての研修をするということが、まずございます。それからあと、市だけではございませんで、県の方でも同様に保育に関する、そういった専門の研修を受けさせるというふうに取り組みますので、そういったことを通じまして保育の質の低下を招かないようにしてまいります。

○丸山わき子君

不足する保育士の人材確保のために規制緩和すると、先ほど答弁がございました。まず、やるべきは保育士のさらなる処遇改善。このことを行って保育士を確保していくことの方が、優先ではないかというふうに思います。数時間の研修で、本当に小さな子どもを扱うことができるのかどうか。その辺は大変私は疑問でございます。そういう点では八街市が率先して条例改正して行って、何かあったときに一体どうするのかということになるかと思えます。そういった点では八街市の責任、どういうふうに対応されるのか、今後も大きな問題になるかと思えます。

それから、保育室を4階以上に設ける際の特別避難階段の規定の改正ということで、建物の4階以上に保育施設を設置する場合は特別避難階段を使って逃げられるように、特別避難階段の規定をする改正なんです。しかし、緊急時に限られた人数の職員で安全に避難することができるのかどうか。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

今回の改正につきましては建築基準法の改正によるもので、それに伴いまして、児童福祉施設関係の基準が新たに見直されたものでございます。

議員がおっしゃるように、災害等、非常時の児童・幼児の避難につきましては、各保育園の方で、常日頃からそういった避難訓練といたしましうか、そういったものに取り組んでおりますので、そういったことで市として緊急時対応ということをしております。

○丸山わき子君

さきの台風10号で、川の氾濫によって岩手県の高齢者グループホームの入所者が残念ながら亡くなったという事故がございましたけれども、夜間は職員1名だったと。

やはりこういった引率困難な状況というのはあるわけですが、いざというときに。幾ら訓練していても、1人が3人の子どもを抱えて、特別避難階段からおりてくるなんということは絶対無理なんです、絶対無理なんです。あえて危険な規制緩和をするのは到底認められない。八街市がこういう条例を設けて、万が一こういう事故があったとき、一体誰が責任をとるのですか。私は到底これを認められるものではございません。本当に安全な保育、安心な保育をどう進めるかというところで、もっと条例の充実を進めていただきたいというふうに思う

ところであります。

それから、議案第3号、5号、6号、これは農業委員会に関わる条例の改正についてであります。若干お伺いしたいと思います。

この改正の目的は何なのか、お伺いいたします。

**○農業委員会事務局長（川崎義之君）**

今回の改正の目的は、国によりますと農業委員会の主たる使命をよりよく果たせるようにということで、1つ目として、農業委員会事務の重点化。2つ目として、農業委員の選出方法の変更。3つ目として、農地利用最適化推進委員の新設。4つ目といたしまして、都道府県農業会議及び全国農業会議所の農業委員会のサポート組織としての機能強化を行ったものでございます。

**○丸山わき子君**

改正によって八街市の農業はどのように変わっていくのか、担当課はどのように把握されていますでしょうか。

**○農業委員会事務局長（川崎義之君）**

今回の改正にあたりまして、今現在の農業委員または推進委員の選出方法、また今回の条例などで事務を進めているわけでございますけれども、今後におきまして一番の問題となりますのは、担い手への農地利用の集積、集約化が必須事業となりましたので、ここをどのようにしていくかということが問題になってくると思います。

**○丸山わき子君**

農地利用の集積だけで、八街の農業を本当に発展させていくことができるのかどうか。従来の農業委員会の仕事というのが大きく変わってくるという感じがするわけです。

ちょっと時間がございませんので、お伺いしたいのは、(3)のところで、農業委員、それから新たに設置されようとしている推進委員の役割分担、ここについて、どんな役割分担となっていくのか、その辺についてお伺いいたします。

**○農業委員会事務局長（川崎義之君）**

まず最初に農業委員でございますけれども、新制度での農業委員は、主に1つ目といたしまして農地の貸借、売買の許可。また決定、農地法の3条、4条、5条関係となります。また、2番目といたしまして、遊休農地に対する措置。また3番目といたしまして、農地転用許可への意見と。

農地利用最適化推進委員は、担当地区での農地利用最適化のための実践活動が主な業務となります。これにつきましては、1つ目といたしまして、担い手への農地利用の集積、また集約化。2つ目といたしまして、耕作放棄地の発生防止、対処。このために農地中間管理機構と密接に連携が必要になることとなります。3つ目といたしまして、農業への新規加入への支援活動でございます。

以上でございます。

**○丸山わき子君**

先ほど来の説明で、新しく設けられる農地利用最適化推進委員、この方々の仕事は農地の集積、集約化ということで、農地の最適化という名のもとに、農地は農地中間管理機構に集められていく、そこを通じて貸し出される仕組みが作られるということなんですけれども。本当に家族農業をどう守っていくのか、あるいは安心・安全な農作物の生産を応援する体制をどのように作り上げていくのか。そういうところが本当に見えてこないのです。八街のこれからの農業は、ただ集積するだけでいいのか。本当に多くの農家の皆さんも不安を感じているわけです。これから一体農業はどうなるんだ。本当に後継者もないけど、後継者をどうやって育てたらいいのかというところで、もっともっと心を砕かなければならないのではないかというふうに思うところであります。

各委員の選出についてなんですけれども、選出基準はどのようにお考えなのでしょうか。

#### ○農業委員会事務局長（川崎義之君）

選出基準でございますけれども、農業委員の条件は認定農業者が過半数以上、利害関係のない者、中立委員と申しますけれども、利害関係のない者を含めることとなっております。また、女性、青年の登用の促進も求められておりますので、公募締切後、農業委員候補者選定委員会において、推薦者、推薦団体等の状況や候補者の経歴、農業経営、推薦応募の理由などを参考にするとともに、女性、青年の積極的な登用についても考慮してまいりたいと考えております。

次に、農地利用最適化推進委員は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と知見を有する者のうちから委嘱することとされており、地域の農地所有者、農業者の信頼を得て、農地の利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力が必要ですので、農地利用最適化推進委員候補者選定委員会において、農業委員同様、推薦者、推薦団体等の状況や候補者の経歴、農業経営、推薦応募の理由などを考慮しつつ、選出してまいりたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

選出にあたりましては、先ほど農業委員会を構成する認定農業者と。認定農業者に関しては、株式会社もなれるわけですね、今回から。農家だけではなくて、大手企業が農業委員会へ参入するということが十分可能となるわけです。この間、農業委員会というのは農家の代表、あるいは農地の番人と言われてきたわけなんですけれども、今度から企業が参入することによって、その役割が大きく変わってくるというふうに考えられますが、その辺につきまして担当課はどんなふうにお考えでしょうか。

#### ○農業委員会事務局長（川崎義之君）

私どもといたしましては、農業委員または農地利用最適化推進委員、ともに八街市内の方であり、農業をよくご存じの方になっていただきたいと考えております。

#### ○丸山わき子君

出発はそうなんです。担当課もすごく農業を守りたいという、そういう方々なので、よくわかっておりますが、出発はそうだと思います、しかしながら、抜け穴がちゃんと作られていて、本当に日本の農業を壊していってしまう内容になっていると思います。企業が参入

しやすくなって、企業が土地を集約しやすくなっていく、そういう中身になっているというふうに思います。そういう点では、私は到底、今回の農業委員会の条例改正というのは賛成できない。本当に農業を守る立場に立ち切れないのではないか、農業を壊していく方向になるのではないかと、大変懸念されるところであります。

それで、報酬なんです。今度の改正案では農業委員は4万9千円から3万7千円、推進委員は3万7千円と、同額なわけなんですけれども、農業委員と推進委員の役割分担は違うわけですから、当然、報酬も違っていいのではないかというふうに考えますが、その辺はどうでしょうか。

#### ○農業委員会事務局長（川崎義之君）

今回の改正では、農業委員は国の指針に基づき半数の11人として、新たに農地利用最適化推進委員を18人置くことから、全体として増員となり、これに伴いまして報酬の見直しを行うものです。具体的には、会長は月額4万7千円、副会長は月額4万1千円、農業委員は月額3万7千円。農地利用最適化推進委員は、農業委員と推進委員は同格であるとの国の考え方から、報酬は同額の月額3万7千円。その他、農業委員の定数半減に伴い、2部4班集体制から3班集体制にすることから、部会長2人にかわり、班長3人を置き、事前審査会の運営にあたるため、農業委員の班長の月額を3万9千円と定めたものでございます。

#### ○丸山わき子君

その経過はよくわかりましたけれども。

今の農地に関する申請等については、年々また増えてきているわけです。平成27年度で月に約18件ぐらいの申請があるわけです。今後も、これからは増えていくだろうと思われるわけです。今までの農業委員から半分になった中で、そういった申請に対する対応をしていかなきゃならない。こういうことでは、ちょっと私は、農業委員さんに対してかなりの負担が強いられていくのではないかという点では、本当にこの程度でいいのかなと、大変疑問を感じるところであります。

今までの農業委員会の公選制を廃止して、市長の任命制にすると。農業委員の定数は半分になり、農地の大規模化をどんどん進めていく農地利用適正化推進委員を新設するという、こういう内容の農業委員会になっていくわけなんですけど、もう一つ大きな問題なのは、意見の公表経緯を削除してしまっている。こういうふうに意見も言えない農業委員会になってしまうというわけです。農業委員会は単なる机上の委員会となってしまう。実際にやる活動は推進委員が担っていくということで、本当に農業委員の形骸化、そして今後は農地利用の最適化だけをやっていけばいいという、そういう農業委員会になってしまうのではないかと、大変私は懸念するところであります。

今本当に日本の食料の自給率がどんどん下がっている中で、日本の農業をいかに再生していくのか、こういった問題は待ったなしだと思います。その役割を果たしていくのが農業委員だと思いますが、こういった点での取り組みができなくなってしまう。そういうことで、私は今回の改正に関しましては納得いきませんし、到底認められないというふうに思ってい

るところであります。

○議長（加藤 弘君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時10分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○丸山わき子君

それでは、次の質問に入らせていただきます。

議案第14号の平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入全般に関しまして、まず平成27年度の決算と今後の財政運営の見通しについて、お伺いするものであります。

平成27年度の予算編成にあたり、財源確保にあたっては、職員を削減する、あるいは職員の給与の削減をする。また長寿祝金制度を廃止し、事業を縮小する。難病見舞金の縮小。子どもの医療費の自己負担の引き上げなど、福祉予算の削減。また、教育予算の削減という方法での予算確保を図ったわけですが、しかし決算では約10億円の剰余金が出るという結果となりました。

大変理解しがたい状況となったわけなんですけれども、なぜこのような状況になったのか、説明いただきたいと思えます。

○財政課長（會嶋禎人君）

まずは、平成27年度の決算でございますが、歳入の部門に関しまして、決算上、予算計上しておりました特定財源付きの各事業というのが繰り越されたことにより、その特財は収入されず、予算上はマイナスという形になってしまいます。一方で、市税とか交付税など、一般財源というものにつきましては、予算額よりも結果的には多く処理されているという形になっております。一部、特定財源と抱き合わせの一般財源、そのものにつきましては、事業繰越となったときには一般財源分は充当先がないわけですので、その分もあまった形になります。当然、一般財源のみを財源としている事業に残があれば、その分もあまりということになりますので、以上、処理されない特定財源が多くなりますと、合計においては歳入の方はマイナスという表示になってきます。

しかし、一方、歳出というのは、契約額などが予算より低い場合など、事業完了までに変更がある場合ですとか、修繕などにつきましては年度末まで予算を確保しておきたいというものがあります。また、支出件数などが年度末まで確定できない場合など、例えば申請によるものですとか月単位の単価契約などにつきましては年度末まで確定しない、あるいは一部補助金などについても年度末にならないと支出額が確定しないということで、結果的に残額が出るものがございます。

その結果、歳入の部分の予算との比較分と歳出の予算との支出済額との差額、この差が実際のところ残額ということで10億円となったものでございます。

#### ○丸山わき子君

平成27年度の財源確保にあたっては大変苦勞されたところなんです、しかし一番、手をつけてはならない職員の給与であるとか、教育福祉予算を削減するといった財源確保の方法をとらざるを得なかったというのが実態であります。

来年度の財政運営見通しについてはどのような状況なのか、お伺いしたいと思います。

#### ○財政課長（會嶋禎人君）

平成27年度の決算を終えまして、財政調整基金が今のところ平成28年度末で約18億円の残高見込みとなります。さらに今年度は、先ほど議員がおっしゃったとおり、人件費の削減等々がございました。一方で、歳入は、先ほど言いました一般財源部分が増えるということで、経常収支比率も前年度比4.6ポイント減の90.3パーセントまで下がっております。

しかし、先ほど来、庁舎の関係等の答弁をさせていただいておりますけれども、第1庁舎耐震化と第2庁舎の解体、そのほか、小学校など、各施設の整備などがございます。その辺も含めまして、財政調整基金自体は決して安心できる状況ではないというふうに考えております。

その中で、やはりサービスという面では低下させてはいけないというところは十分わかっておりますので、なるべく今年度並みの、最低でも今年度並みの予算というのは考えておりますが、しかし、先ほど来申し上げたとおり、財政調整基金は突発のときのための基金というふうに考えると、簡単に財政調整基金を当てに予算編成するわけにはいかないと考えておりますので、その辺も考慮しつつ、通年型の厳しい予算になろうかと思っております。

#### ○丸山わき子君

ちょっと時間がないので地方交付税のところと一緒に申してしまっていて申し訳ないですが、平成27年度の市税につきましては現年度分が0.3パーセントの増と。しかし、滞納繰越分は0.4パーセントの減というようなことで、横ばい状況で、なかなか市税収も見込めない、今後も見込めないのではないかと。

特に地方交付税、大きな歳入の柱の1つであります地方交付税につきましても、平成27年度は1億8千万円増となっておりますけれども、平成28年度から地方交付税も当てにはならない、今後増えていくという方向にはならないということが、これからのあり方ではないかと思っております。

特に、地方交付税につきましては、今年度から算定方式にトップランナー方式を導入し始めたわけですが。行政改革で経費を抑えられた自治体の水準を基準にして交付税の算定を行うというわけで、本当に一層の財源の保障を切り下げていく方向なわけですが。八街市は地方交付税に大きく依存する財政構造となっているわけですから、地方交付税の削減は行政サービスの低下につながってしまう、直結すると言わざるを得ないというふうに思います。

こうした国の予算措置に対して、市長はどのような危機感があるのか、あるいは国に対して、こういった地方交付税のあり方、切り替えてきている地方交付税のあり方に対して、市長自身はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

**○市長（北村新司君）**

実は先般の全国市長会でも、地方交付税の総額の確保に関する提言ということで、重点提言を決議しております。地方交付税は地方の固有、共有の財源であり、地方自治体の財政事情に対応した交付税総額を確保されなければならない、そして国は安定的な地方財政運営が図られるよう、積極的かつ適切な措置を講じられたい。特に、構造的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引き上げ等により対応するとともに、地方固有財源である地方交付税を特会直入とする地方共有税に変更すること、このことを強く決議しているところでございます。

**○丸山わき子君**

本当に地方自治体が崩壊寸前の状況になってしまった。地方交付税のきちんとした保障を求めることを、来年度予算に向けてもしっかりとやっていっていただきたい、このことを申し上げたいと思います。

時間がございませんので、教育費について、お伺いいたします。

平成27年度予算編成時にも、教育予算は本当に大変な状況の中で編成されております。この間、行財政改革の中で教育予算も一律削減というやり方をしてまいりました。その結果、文部科学省から学校図書関係の経費であるとか、教材用備品費であるとか、就学援助費の予算は地方交付税で予算措置されているとしながらも、教育のために使われるべき予算を、大幅に八街市は削減してしまっております。

来年度の予算確保はどのようにお考えなのか。特に、市長にお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

**○市長（北村新司君）**

常々私は子どもは八街の宝だと、議会でも申し上げております。子どもたちがしっかりと学習あるいは運動等ができるような教育環境整備、これは冒頭から私は考えておまして、議会でも常々申し上げております。子どもたちが安心して学べる環境、教育環境整備、これはしっかりやっていきたいというふうに思っておりますし、議会でも改めましてお誓い申し上げます。

**○丸山わき子君**

市長が子どもは八街の宝だと言われております。ぜひこれを、この議場だけの言葉ではなくて、予算をつけて実践していただきたいというふうに思います。

大変しつこくて申し訳ないですけれども、もう1点、教育振興費につきましては、私はせんだっても一般質問をやりました、就学援助費についてであります。

2年前に文部科学省は、消費税増税に伴って援助費を増額しているわけです。ところが八街は予算を少なくせよ、削減せよという号令一過のもとに、増額分を上乗せすることができ

なかったわけです。ですから、国の基準よりも小学生は年間8千330円、中学校は3万5千850円も低くなっているわけです。これはクラブ活動費も含めての話ですけれども。まだ八街はクラブ活動費を就学援助費の対象にしておりません。ぜひクラブ活動費をきちんと就学援助費の対象にすること、それから消費税増税分の増額分もきちんと上乘せして平成27年度予算化していただきたい。

それから、入学準備金も、子どもたちが安心して小学校、中学校に入学できるようにするために、準備金は3月あるいは2月にきちんと支給できる、そういった取り組みをしていただきたいと思います。平成27年度は約10億円という剰余金を出しているわけです。次代を担う子どもたちへの予算確保は市長の責任であるというふうに思います。

市長、そういう点でもう一度、具体的な取り組みについて、ぜひ実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市長（北村新司君）

先ほど担当課長から申し上げた中で、平成28年度末で約18億円の財政調整基金、あるいは経常収支比率が4.6ポイント減の90.3パーセントになったというような報告がございました。しかしながら、総務部長等々が申し上げたところでございますけれども、第1庁舎の耐震化、あるいは第2庁舎の解体、あるいは突発的な、いろいろな公共施設の老朽化に伴う施設改善、あるいは教育環境整備の充実等々もございますので、そういったことを含めまして、今、丸山議員から提案していただいたことも含めた中で、総合的に財政状況を見ながら、努力してまいりたいと思います。

#### ○丸山わき子君

総合的にと言われましたけれども、義務教育の中でございます。私は、文部科学省が予算をつけていますというのに、地方自治体がそれにきちんと予算をつけないというのは自治体の責任放棄だと、大変きつい言葉ですけれども、そう言わざるを得ないと思います。ぜひ、これは実施していただきたい。このことを再度申し上げます。

時間がございません。施設整備費についてなんですけれども、各学校から施設整備していただきたいという声が上がっていると思います、要望が上がっていると思います。なかなかきめ細かな対応をしきれていないというのが実態ではなからうか。これも予算の関係でございます。

特に、せっかく予算がついた八街中学校の非常階段、今回もどのような対応をされているのか、よくわからないような状況なんですけれども、まさに子どもの命に関わる、こういった非常階段の改修に関して、先送りしてはならないのではないかと。せんだっての議案の中での説明では、来年の夏休みに実施しますということでございましたが、しかしながら父兄の皆さんからは、子どもたちの命がこんなに軽んじられていいのか、安心して学校に出せない、義務教育の中で子どもたちを安心して学校に行かせないなんて、こんな苦痛なことはないという、切実な訴えがございました。ぜひそういう点では、非常階段に関わっての対応策も早急に取り組んでいただきたいと思いますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

**○教育次長（村山のり子君）**

お答えいたします。

まずは先般、入札の不調で実施できなかったことにつきまして、大変申し訳ありませんでした。そのときの議会運営委員会でも説明しましたけれども、まずは避難階段が不調であるならば、救助袋だけを優先して設置するということ、学校との協議の間で進めてまいりました。しかしながら、大変、議員さんも心配されているように、安全が第一でございますので、また避難階段の設置につきましても早期に設置できるよう、現在検討しているところでございます。

**○丸山わき子君**

ぜひ子どもたちに安心を提供できる、そういう自治体として全力で頑張っていたいただきたいと思います。

以上で終わります。

**○議長（加藤 弘君）**

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

次に、小山栄治議員の質疑を許します。

**○小山栄治君**

私は議案第3号、5号、6号、これは関連しておりますので、一括で質問させていただきます。

まず初めに、農業委員と農地利用最適化推進委員の会議の方法と回数をお伺いいたします。

**○農業委員会事務局長（川崎義之君）**

会議につきましては、農業委員11人と農地利用最適化推進委員18人の合計29人の全員参加で行う予定で考えております。また、回数につきましては、従来のとおり、総会を毎月1回実施いたします。

なお、総会のほかに月3回の現地調査、及び事案の内容にもよりますが、申請内容に応じて面接を行います。面接につきましては、農業委員4人、また地元の推進委員が参加する予定でございます。

現在のところ、このように考えております。

**○小山栄治君**

農業委員と農地利用最適化推進委員、一緒の合同の会議というようなことですが、農業委員だけの会議だとか、農地利用最適化推進委員だけの会議というものも、恐らく想定できると思いますけれども、今回の予算ですと推進委員の人たちは全て同じ給料ということですが、会議をもしも行う場合に、座長というか、議長となるような人が当然必要になってくるのではないかと思いますけれども、その辺はどのようにお考えか、お聞きいたします。

**○農業委員会事務局長（川崎義之君）**

お答えいたします。

その点につきましては、現在、農業委員さんの方ともお話しした中で、推進委員の代表がいた方がいいのではないかという意見もございましたけれども、そのようにすると、報酬の面、また会議の中で農業委員の会長さん、推進委員の長となる人間との話し合い等になったときに、役員会の中では農業委員会に会長が1人いればいいのではないかというようなことで、私どもの方から意見を出したところでは、現在の農業委員さんの中からは、推進委員の方には、そういう会長等は要らないのではないかというようなお話が出たので、このように進めさせていただいたところでございます。

○小山栄治君

わかりました。

2番目の質問ですけれども、農業委員も農地利用最適化推進委員も、推薦または応募により、その中から選任されるということになっておりますけれども、推薦された者、また自ら応募した人、選任する際の違いが何か出てくるのかどうか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

推薦また応募により選任する際の違いはございませんが、地域の農地所有者や農業者の信頼を得ている方が適任と考えています。

○小山栄治君

地区から推薦された人が優先されるのかと思いますけれども、そういうこともないということですので、公平に選んでいただきたいと思いますけれども。

農業委員と推進委員は、同じ人が同時に農業委員にも推進委員にも推薦されたり、また応募することができるというふうになっておりますけれども、そうした場合、同じ人が農業委員、また推進委員に同時に推薦されたり応募されたりした場合、どのように選任のときに考えられるのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

確かに応募の際は併用できるというふうになっておりますが、現実的には、この辺は国の方の考え方であって、我々事務局といたしましては、農業委員または推進委員、両方という想定はしておりません。

○小山栄治君

わかりました。

続いて、農業委員の選任ですけれども、今まで18の地区割から、うまく平均に、八街全部から選ばれていたのですけれども、今回は11名ということで、そういう地区割がなくなりましたけれども、今回の選任にあたって、八街全体から農業委員が選ばれる、選考するような、そういうことも考えて選任するのかどうか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

お答えいたします。

農業委員の選任にあたっては、あらかじめ地区や団体の定数枠を設けず、推薦を求めることなどは、国の指針により適当でないと言われておりますので、地区割を考えての選任は好ま

しくないものと考えております。

○小山栄治君

わかりました。

次に、今回、推進委員は18の地区割をしておりますけれども、推進委員の任務として、人・農地プランも入っておりますけれども、今、八街市で行っております人・農地プランと、推進委員が行う人・農地プランの地区割との整合性というものはあるのかどうか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

農地利用最適化推進委員の18の地区割につきましては、地域の農地所有者や農業者の信頼を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく必要があることから、現行の農業委員の地区割と同様としており、人・農地プランの地区割との整合性は考慮しておりません。しかしながら、人・農地プランにつきましては、現在、八街市の中に8地区あり、農地利用最適化推進委員の担当地区18地区のうち、区域が重なる推進委員は2地区ございますが、現時点では大きな問題はないものと思われまます。

○小山栄治君

推進委員が活動しやすいように、また人・農地プランがうまく機能するように、その辺の問題がもしも生じた場合には、うまく調整していただきたいなと思います。

続いて、農業委員と推進委員、これに欠員が生じた場合どのようにするのか、お伺いいたします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

農業委員の欠員があった場合、すぐには委員の補充を行う必要はありませんが、欠員により農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合は、速やかに、通常の選任方法と同様に、市長が推薦、募集を行います。また、推進委員に欠員が生じたことにより、担当区域の所掌事務を適切に行えなくなった場合についても、速やかに、通常の選任方法と同様に、農業委員会が推薦、募集を行うこととなります。

○小山栄治君

例えば農業委員の中で認定農業者の人が欠員になった場合、その場合には新たに選ぶときには認定農業者だけを推薦してもらおうとか、認定農業者だけの応募を行って選任されるのか、お伺いします。

○農業委員会事務局長（川崎義之君）

農業委員の場合には、半数以上が認定農業者じゃないといけないということになっております。ですから今後、ちょっとまだわからないことなんですけれども、もし11人のうち、例えば7人が認定農業者で、そのうち1名が欠員したというような場合でしたら、問題なく、どなたでも大丈夫だと思いますけれども、例えば認定農業者が半数を欠いた場合には、その辺は考慮しなければいけないものと考えております。

○小山栄治君

わかりました。

これで終わります。

**○議長（加藤 弘君）**

以上で、小山栄治議員の質疑を終了します。

これで、通告による質疑は全て終了しました。

ただいま議題となっています議案第3号から議案第13号は、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託します。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

お諮りします。議案第14号から議案第19号は、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置して、これに付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（加藤 弘君）**

ご異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

京増藤江議員、新宅雅子議員、林政男議員、山口孝弘議員、木村利晴議員、小菅耕二議員、角麻子議員、山田雅士議員、以上の8人を指名します。

これからしばらく休憩し、決算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は第1会議室にお集まりください。

しばらく休憩いたします。本会議再開時刻につきましては、事務局よりご連絡します。

（休憩 午前11時39分）

（再開 午前11時53分）

**○議長（加藤 弘君）**

再開します。

正副委員長が決定しましたので、報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に木村利晴議員、同副委員長に山口孝弘議員、以上のとおり決定しました。

議案第14号から議案第19号を配付の議案付託表のとおり決算審査特別委員会に付託し、開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日10日から22日までの13日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(加藤 弘君)**

ご異議なしと認めます。9月10日から22日までの13日間、休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

23日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

議員の皆様に申し上げます。

この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時55分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第3号から議案第19号

質疑、委員会付託

決算審査特別委員会の設置及び付託

2. 休会の件

.....  
議案第3号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 八街市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市農業委員会委員の定数を定める条例の制定について

議案第6号 八街市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

議案第7号 八街市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 防災行政無線デジタル化整備工事（H28）の請負契約の締結について

議案第9号 平成28年度八街市一般会計補正予算について

議案第10号 平成28年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第11号 平成28年度八街市介護保険特別会計補正予算について

議案第12号 平成28年度八街市下水道事業特別会計補正予算について

議案第13号 平成28年度八街市水道事業会計補正予算について

議案第14号 平成27年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第15号 平成27年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第16号 平成27年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第17号 平成27年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第18号 平成27年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第19号 平成27年度八街市水道事業会計決算の認定について